

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号

株式会社 **東芝**

取締役

代表執行役社長 **田中 久雄**

第176期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第176期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら別記の株主総会参考書類をご検討いただき、2015年6月24日(水)午後5時15分までに到達するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、インターネット上の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスいただき賛否をご投票くださるようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2015年6月25日(木) 午前10時 (受付開始：午前8時30分)

2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目3番28号 国技館

3. 目的事項 報告事項 会計処理の適切性に関する調査等の件

決議事項 **会社提案 (第1号議案)**

第1号議案 取締役16名選任の件

株主提案 (第2号議案から第8号議案まで)

第2号議案 株主総会における議決権行使に関する定款変更の件

第3号議案 資産の有効利用に関する定款変更の件

第4号議案 自社株買いに関する定款変更の件

第5号議案 取締役、執行役についての情報の個別開示に関する定款変更の件

- 第6号議案 原子力事業の見直しに関する定款変更の件
第7号議案 省庁等の公的機関から入社した人についての情報の開示に関する定款変更の件
第8号議案 非正規雇用者の雇用条件に関する定款変更の件

議案の要領は、別記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

4. その他

第176期の事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書は、同封の「株主の皆様へ」と題する書面に記載のとおり、本招集通知に添付してご提供できない状況です。事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等につきましては、後日開催予定の臨時株主総会においてご報告させていただきたく存じます。臨時株主総会の日程等につきましては追ってお知らせいたします。

株主総会へご出席の場合



株主総会

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出願います。

株主総会へご欠席の場合



郵送

株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2015年6月24日（水）午後5時15分までに到達**するようにご返送願います。



インターネット

別記の「インターネットによる議決権行使に当たってのお願い」(▶20ページ及び21ページ)をご参照の上、賛否をご投票願います。

ご注意事項

- 書面とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到達した議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- 議決権の代理行使をされる場合は、代理人は議決権を行使することができる株主の方1名に限ります。この場合、代理権を証明する書面を当社にご提出願います。
- 書面により議決権を行使される場合に、議案に対する賛否のご表示がされていないときは、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、インターネット上の□**当社ウェブサイト**にその内容を掲載させていただきます。

□ 当社ウェブサイト

<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/meeting.htm>

以 上

■ 第176期剰余金の配当（期末）の見送りについて

誠に遺憾ながら、計算書類確定が配当金支払の手續期限に間に合わないため、当社は、2015年5月8日の取締役会決議により、第176期剰余金の配当（期末）を見送らせていただくことといたしました。株主の皆様には、多大なるご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。一刻も早い復配に向け全社一丸となって取り組んでまいりますので、何とぞご理解、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

1. 議決権を行使することができる株主の議決権の数 4,217,729 個
2. 議案及び参考事項

〈会社提案（第1号議案）〉

第1号議案は、会社提案によるものです。

第1号議案 取締役16名選任の件

① 提案の理由等

取締役全員（16名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

当社の取締役体制につきましては、会計処理の問題に関する第三者委員会の調査結果を踏まえ、後日開催を予定しております臨時株主総会において、社外取締役が過半数を占める指名委員会が指名する取締役候補を改めてご提案し、株主の皆様のご判断を仰ぎたいと考えております。このため、本総会においては、現在行われております第三者委員会の調査に全面的に協力し、原因究明を精密かつ迅速に行うために、現任の取締役全員（16名）の一時的な再任をご了承賜りたく存じます。

② 任期

以上の提案の理由等に鑑み、再任される取締役全員（16名）の任期は、当社定款第20条にかかわらず、本総会の終結後1年以内に開催される当社の最初の臨時株主総会の終結の時までといたします。

③ 取締役候補者

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号 1



むろ まち ま さ し
室町 正志

再任

- 生年月日：1950年4月10日生
- 地位及び担当：取締役会長、指名委員会委員、報酬委員会委員
- 略 歴

1975年4月	当社入社	2008年6月	取締役、代表執行役副社長
2004年6月	執行役常務	2012年6月	常任顧問
2005年6月	執行役上席常務	2013年6月	取締役
2006年6月	執行役専務	2014年6月	取締役会長、現在に至る。
- 重要な兼職の状況
 - エイチ・ツー・オーリテイリング(株)社外監査役
 - 一般社団法人日本ファインセラミックス協会会長
- 所有する当社の株式数：105千株

候補者
番号 2



さ さ き の り お
佐々木 則夫

再任

- 生年月日：1949年6月1日生
- 地位及び担当：取締役副会長
- 略 歴

1972年4月	当社入社	2008年6月	取締役、代表執行役副社長
2005年6月	執行役常務	2009年6月	取締役、代表執行役社長
2007年6月	執行役専務	2013年6月	取締役副会長、現在に至る。
- 重要な兼職の状況
 - 一般社団法人日本MOT振興協会会長
- 所有する当社の株式数：205千株

候補者
番号 3



た な か ひ さ お
田中 久雄

再任

- 生年月日：1950年12月20日生
- 地位及び担当：代表執行役社長、報酬委員会委員
- 略 歴
 - 1973年 4月 当社入社
 - 2006年 6月 執行役常務
 - 2008年 6月 執行役上席常務
 - 2009年 6月 執行役専務
 - 2011年 6月 取締役、代表執行役副社長
 - 2013年 6月 取締役、代表執行役社長、現在に至る。
- 重要な兼職の状況
 - 公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会会長
 - 一般財団法人家電製品協会理事長
- 所有する当社の株式数：134千株

候補者
番号 4



し も み つ ひ で じ ろ う
下光 秀二郎

再任

- 生年月日：1952年9月21日生
- 地位及び担当：代表執行役副社長、代表執行役社長補佐、コミュニティ・ソリューション事業グループ分担、営業統括部担当、コーポレートコミュニケーション部担当、デザインセンター担当、支社担当
- 略 歴
 - 1976年 4月 当社入社
 - 2006年 6月 執行役常務
 - 2007年 6月 執行役上席常務
 - 2009年 6月 執行役専務
 - 2011年 6月 取締役、代表執行役副社長、現在に至る。
- 重要な兼職の状況
 - 東芝テック(株)社外取締役
- 所有する当社の株式数：107千株

候補者
番号 5



ふかくし まさひこ
深串 方彦

再任

- 生年月日：1954年2月19日生
- 地位及び担当：代表執行役副社長、代表執行役社長補佐、経営企画部担当、生産性向上プロジェクトチームプロジェクトマネージャー、ライフスタイル事業グループ分担
- 略 歴
 - 1977年4月 当社入社
 - 2008年6月 執行役常務
 - 2009年6月 執行役上席常務
 - 2011年6月 東芝モバイルディスプレイ(株)取締役社長
 - 2012年4月 執行役上席常務
 - 2012年6月 執行役専務
 - 2013年6月 取締役、執行役専務
 - 2014年6月 取締役、代表執行役副社長、現在に至る。
- 所有する当社の株式数：72千株

候補者
番号 6



こばやし きよし
小林 清志

再任

- 生年月日：1955年3月29日生
- 地位及び担当：代表執行役副社長、代表執行役社長補佐、電子デバイス事業グループ分担、品質推進部担当
- 略 歴
 - 1980年5月 当社入社
 - 2008年6月 執行役常務
 - 2010年6月 執行役上席常務
 - 2012年6月 執行役専務
 - 2013年6月 取締役、執行役専務
 - 2014年6月 取締役、代表執行役副社長、現在に至る。
- 所有する当社の株式数：82千株

候補者
番号 7



まさき としお
真崎 俊雄

再任

- 生年月日：1952年8月5日生
- 地位及び担当：代表執行役副社長、代表執行役社長補佐、電力・社会インフラ事業グループ
分担
- 略 歴
1976年4月 当社入社
2009年6月 執行役常務
2010年6月 執行役上席常務
2013年6月 執行役専務
2014年6月 取締役、代表執行役副社長、
現在に至る。
- 所有する当社の株式数：84千株

候補者
番号 8



にしだ なおと
西田 直人

再任

- 生年月日：1954年2月11日生
- 地位及び担当：執行役専務、研究開発統括部担当
- 略 歴
1978年4月 当社入社
2009年4月 生産企画部長
2011年4月 技術企画室長
2012年6月 執行役常務
2013年6月 執行役上席常務
2014年6月 取締役、執行役専務、
現在に至る。
- 所有する当社の株式数：48千株

候補者
番号 9



まえだ けいぞう
前田 恵造

再任

- 生年月日：1956年12月28日生
- 地位及び担当：代表執行役専務、財務部担当
- 略 歴
 - 1979年 4 月 当社入社
 - 2008年 6 月 財務部長
 - 2013年 6 月 執行役常務
- 所有する当社の株式数：22千株

2014年 6 月 取締役、代表執行役専務、
現在に至る。

候補者
番号 10



うしお ふみあき
牛尾 文昭

再任

- 生年月日：1958年3月29日生
- 地位及び担当：執行役上席常務、法務部担当、人事・総務部担当
- 略 歴
 - 1982年 4 月 当社入社
 - 2009年 6 月 人事部長
 - 2011年 6 月 執行役常務
- 重要な兼職の状況
 - 一般財団法人海外邦人医療基金会長
- 所有する当社の株式数：47千株

2013年 6 月 取締役、執行役上席常務、
現在に至る。

候補者
番号 11



くぼ まこと
久保 誠

再任

- 生年月日：1952年1月31日生
- 地位及び担当：監査委員会委員長
- 略 歴
 - 1975年4月 当社入社
 - 2008年6月 執行役常務
 - 2010年6月 東芝モバイルディスプレイ(株)取締役社長
 - 2011年6月 取締役、代表執行役専務
 - 2013年6月 取締役、代表執行役副社長
 - 2014年6月 取締役、現在に至る。
- 所有する当社の株式数：69千株

候補者
番号 12



しまおか せいや
島岡 聖也

再任

- 生年月日：1955年12月24日生
- 地位及び担当：監査委員会委員
- 略 歴
 - 1979年4月 当社入社
 - 2007年6月 法務部長
 - 2013年10月 監査委員会室理事
 - 2014年6月 取締役、現在に至る。
- 所有する当社の株式数：21千株

候補者
番号 13



いたみ ひろゆき
伊丹 敬之

再任

社外取締役

独立役員

- 生年月日：1945年3月16日生
- 地位及び担当：指名委員会委員、報酬委員会委員
- 略 歴

<p>1973年4月 一橋大学商学部専任講師</p> <p>1975年3月 スタンフォード大学経営大学院客員助教授</p> <p>1977年4月 一橋大学商学部助教授</p> <p>1982年3月 スタンフォード大学経営大学院客員准教授</p> <p>1985年4月 一橋大学商学部教授（2008年3月まで）</p> <p>1994年8月 同大学商学部長（1996年7月まで）</p>	<p>2008年4月 東京理科大学総合科学技術経営研究科（2011年4月イノベーション研究科に改称）教授、現在に至る。</p> <p>2008年10月 同大学同研究科長（2014年9月まで）</p> <p>2012年6月 当社社外取締役、現在に至る。</p>
--	---
- 重要な兼職の状況
 - 東京理科大学イノベーション研究科教授
 - JFEホールディングス(株)社外監査役
 - (株)商船三井社外監査役
- 所有する当社の株式数：8千株

候補者
番号 14



しまのうち けん
島内 憲

再任

社外取締役

独立役員

- 生年月日：1946年9月17日生
- 地位及び担当：報酬委員会委員長、監査委員会委員
- 略 歴

<p>1971年4月 外務省入省</p> <p>1995年4月 同省大臣官房外務参事官（報道・広報担当）</p> <p>1997年8月 同省大臣官房審議官兼中南米局長</p> <p>1998年8月 在マイアミ総領事</p> <p>2000年3月 在英国大使館公使</p>	<p>2002年1月 外務省中南米局長</p> <p>2004年4月 駐スペイン大使</p> <p>2006年8月 駐ブラジル大使</p> <p>2010年11月 三井物産(株)顧問（2012年10月まで）</p> <p>2012年6月 当社社外取締役、現在に至る。</p>
---	---
- 所有する当社の株式数：8千株

候補者
番号 15



さいとう きよみ
齋藤 聖美 (戸籍上の氏名：武井聖美)

再任

社外取締役

独立役員

- 生年月日：1950年12月1日生
- 地位及び担当：監査委員会委員、報酬委員会委員

■ 略 歴

- | | | | |
|----------|-----------------------------|----------|--|
| 1973年 4月 | (株)日本経済新聞社入社 | 2000年 4月 | (株)ジェイ・ボンド (2008年4月ジェイ・ボンド東短証券(株)に商号変更) 代表取締役社長、現在に至る。 |
| 1975年 9月 | ソニー(株)入社 (1979年6月まで) | 2011年 4月 | 東短インフォメーションテクノロジー(株)代表取締役社長 (2015年2月まで) |
| 1984年 8月 | モルガンスタンレー投資銀行入行 (1992年2月まで) | 2012年 6月 | 当社社外取締役、現在に至る。 |

■ 重要な兼職の状況

ジェイ・ボンド東短証券(株)代表取締役社長
 (株)かんぽ生命保険社外取締役
 昭和電工(株)社外監査役

- 所有する当社の株式数：16千株

候補者
番号 16



たにの さくたろう
谷野 作太郎

再任

社外取締役

独立役員

- 生年月日：1936年6月6日生
- 地位及び担当：指名委員会委員長、監査委員会委員

■ 略 歴

- | | | | |
|----------|------------------------|----------|----------------------------------|
| 1960年 4月 | 外務省入省 | 2001年 6月 | 当社社外取締役 (2007年6月まで) |
| 1989年 6月 | 同省アジア局長 | 2002年 4月 | 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科客員教授(2007年3月まで) |
| 1992年 7月 | 内閣官房内閣外政審議室長 | 2014年 6月 | 当社社外取締役、現在に至る。 |
| 1995年 9月 | 駐インド大使兼駐ブータン大使 | | |
| 1998年 4月 | 駐中華人民共和国大使 (2001年3月まで) | | |

■ 重要な兼職の状況

公益財団法人日中友好会館顧問
 アルコニックス(株)社外取締役
 スズキ(株)社外取締役

- 所有する当社の株式数：10千株

(注) 谷野作太郎氏は、2001年6月から2007年6月まで、当社の社外取締役でありました。

(注) 1. 取締役選任基準は以下のとおりです。

- ・人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
- ・遵法精神に富んでいること
- ・業務遂行上、健康面で支障のないこと
- ・経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
- ・当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと
- ・社外取締役にあつては、出身の各分野における実績と識見を有していること

2. 伊丹敬之（候補者番号 13）、島内憲（同 14）、斎藤聖美（同 15）、谷野作太郎（同 16）の4氏は社外取締役候補者であります。4氏を社外取締役候補者とした理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は次のとおりであります。

なお、4氏については、いずれも東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として届出を行っております。

伊丹 敬之氏：経営学の専門家、大学の組織運営者としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っております。

島内 憲氏：外交官としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っております。

斎藤 聖美氏：ハーバード大学大学院において経営学修士（MBA）を取得するとともに、経営者としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っております。

谷野 作太郎氏：外交官としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っております。

3. 伊丹敬之、島内憲、斎藤聖美、谷野作太郎の4氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもってそれぞれ3年、3年、3年、1年となります。

4. 当社は伊丹敬之、島内憲、斎藤聖美、谷野作太郎の4氏との間で会社法第423条第1項の責任について、金3,120万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負う旨の責任限定契約を締結しており、4氏が再任された場合は継続する予定であります。

5. 当社は、一部インフラ関連の工事進行基準案件において不適切な会計処理がありました。これに加え、映像事業における経費計上、ディスクリット、システムLSIを主とする半導体事業における在庫の評価、パソコン事業における部品取引等についての会計処理の妥当性に懸念を抱かせる資料等が発見されたため、第三者委員会による調査を実施しています。伊丹敬之、島内憲、斎藤聖美、谷野作太郎の4氏は日頃から当社取締役会等において、コンプライアンスの強化徹底の観点から発言を行っており、本件に関しても、原因究明に向けた取組等に関して提言を行っております。

6. 伊丹敬之氏が2011年6月から社外監査役を務める(株)商船三井は、特定自動車運送業務に関して既存の取引の維持及び運賃の低落防止を図っていたとして、2014年3月に、公正取引委員会から独占禁止法に違反する行為があったと認定されました。同氏は本件事実が発覚するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の重要性とその徹底について注意喚起しておりました。本件事実の認識後、同氏は違反行為の排除及び内部統制システムの整備に関して適時適切に助言、指示し、再発防止策の提言を行いました。

ご参考 独立役員に関する情報

社外取締役候補者伊丹敬之（候補者番号 13）、島内憲（同 14）、斎藤聖美（同 15）、谷野作太郎（同 16）の4氏は、東京証券取引所等の定める独立性の要件を満たしています。

なお、斎藤聖美氏が代表取締役社長を務めるジェイ・ボンド東短証券(株)と当社との間には取引関係はありません。谷野作太郎氏が顧問を務める公益

財団法人日中友好会館に対し、当社は施設改修への支援として寄付を行っておりますが、100万円未満であり、独立性に問題はありません。

社外取締役候補者のその他の重要な兼職は、兼職先の社外監査役等であり業務執行に携わっていないため、独立性に影響はありません。

<株主提案（第2号議案から第8号議案まで）>

第2号議案から第8号議案までの議案は、20年以上前に発生し解決済みの個別事案に関連する議案を含む多数の株主提案を8年連続で行っている個人株主（1名）から提案されたものです。提案株主からは、本総会についても13議案の提案がありました。そのうち法律上の要件を満たさないことが明確な6議案を除外して残り7議案をお諮りするものであります。

なお、提案株主の議決権の数は、303個（総議決権に占める割合約0.007%）です。

取締役会としては、後述のとおりいずれの株主提案にも反対いたします。

各議案の提案の内容及び提案の理由は、提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

－株主提案－

第2号議案

株主総会における議決権行使に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『株主総会の議決権行使に関し、議決権行使書による議決権行使において、提案に対して株主の賛否の意思表示のない場合、会社提案、株主提案のどちらの提案に対しても賛成であるとして取り扱うこと。また、インターネットを利用した議決権行使においても議決権行使書による場合と同じように取り扱うこと。』

(提案理由)

株主総会における議決権行使書による議決権行使に関し、現在、提案に対し株主の賛否の意思表示のない場合、会社提案については賛成、株主提案については反対（否）として取り扱っている。これは、株主提案に対し不当な差別的取り扱いである。株主権を軽んじる行為でもある。株主提案も会社提案と同等に賛成として取り扱うべきである。

○第2号議案に対する取締役会の反対意見

取締役会としては、第2号議案の株主提案について反対いたします。

本提案の内容に関しましては、法令の定めに基づき議決権行使書又はインターネットによる議決権行使に株主からの賛否の意思表示がない場合の取扱いをあらかじめ会社で決定し、その旨を議決権行使書等に明記しております。また、当社の現在の取扱いは適法であり、上場会社における一般的な取扱いでもあります。したがって、定款に提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

－株主提案－

第3号議案

資産の有効利用に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『所有している株式の内、次の（1）から（3）の各株式の50%以上を平成27年7月から3年以内に売却すること。』

また、株式の売却状況を東芝のホームページに適時開示すること。

- (1) ウエスティングハウス社
- (2) 東芝機械株式会社
- (3) 東芝プラントシステム株式会社 』

(提案理由)

- ・株式を売却することにより、上記子会社、関連会社に経営権、人事権を移行でき、生え抜きの社長、取締役、執行役が多数生まれる。経営の自由度が増し、社員に一層活気が生じる。その結果、上記子会社、関連会社が一層発展し、東芝グループにとって有益であるから。
- ・株式を長期間保有しているよりは、売却して売却収入を有効に活用すべきであるから。
- ・無理、無駄な投資により、東芝の財務内容が悪化し、低価格で株式を発行しなければならなくなった。売却収入を有効に支出することにより、1株当たりの資産価値を上げることができ、配当金を増やすことができ、東芝の株価を回復させることができるから。
- ・経営の基本方針は株主総会で株主が決める。取締役、執行役は、この基本方針に従い、会社経営を誠実に行うべきだから。

○第3号議案に対する取締役会の反対意見

取締役会としては、第3号議案の株主提案について反対いたします。

当社は、当社による関係会社の株式の保有を通じたグループ経営が当社グループの事業展開と持続的成長の根幹と考えており、グループ全体の事業ポートフォリオの最適化や資産の有効活用にも十分配慮しながら、グループの企業価値の最大化を図る経営を行っております。したがって、関係会社の株式の売却を定款で規定することは、当社経営を不当に拘束するものであり適切でないと考えます。

－株主提案－

第4号議案

自社株買いに関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『毎年、税引き前利益の20%以上の金額の自社株を購入すること。自社株買い状況を東芝のホームページに開示すること。』

(提案理由)

- ・無理、無駄な投資により、財務内容が悪化し、低価格で株式を発行しなければならなくなった。事業の見直し、資産の有効活用を行えば、自社株買いを続けることができる。その結果、1株当たりの資産価値を上げること、配当金を増やすこと、株価を回復することができるから。
- ・経営の基本方針は株主総会で株主が決める。取締役、執行役は、この基本方針に従い、会社経営を誠実に行うべきだから。

○第4号議案に対する取締役会の反対意見

取締役会としては、第4号議案の株主提案について反対いたします。

自己株式の取得は、配当その他の株主還元策の実施状況、当社の業績、財務状態及び成長戦略、証券市場の状況等、諸般の要素を踏まえ、取締役会にて適切に判断する所存であり、定款に毎年の自己株式の取得を記載するのは適切でないと考えます。また、このような定款の規定は、分配可能額に関する法令に違反するおそれもあります。

－株主提案－

第5号議案 取締役、執行役についての情報の個別開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。なお、この議案は平成24年以降の定時株主総会に提案した議案と同じ内容の議案であるが、取締役会が一方向的に不採用にしたので、複数の議案を1つの議案にまとめて再度提案するものである。

『取締役、執行役に関し、次の（1）から（4）を個人別に、年度別に、株主通信に詳細に開示する。

- （1）取締役、執行役が行った具体的な仕事内容、成果。
- （2）取締役、執行役が受け取った報酬額。
- （3）取締役、執行役を雇うためにかかった経費。
- （4）取締役、執行役の受けた処分内容、処分理由。』

（提案理由）

近年、(株)東芝においては経営不振から大きなリストラを行っている。社員に対しては、早期退職、関連会社への移籍、出向、職種の変更等を受け入れさせている。また、成果主義を導入し、社員個別の成果により年度ごとの報酬、将来の退職金が大きく変動するようにもなった。サービス残業の増加も生じ、労働基準監督署から改善するように指導されたこともあった。また、株主に対しては減配当、無配当、株価下落等の負担を負わせている。しかし、経営の舵取りをしている取締役、執行役の成果と報酬の関係は不明瞭である。取締役は株主総会の株主の議決により選出されるから、取締役の成果と報酬の関係は株主に個別開示し、株主がこの関係が正当であるかどうか監視できるようにする必要がある。執行役は将来の取締役候補であるので取締役と同等と考える。また、定時株主総会召集通知時に添付される報告書中の、取締役、執行役に関する情報開示では不十分である。

○第5号議案に対する取締役会の反対意見

取締役会としては、第5号議案の株主提案について反対いたします。

執行役報酬については、相当部分は業績連動となっており、役員報酬の額は他社水準とも比較した上、報酬委員会にて適切に決定しております。

取締役、執行役の業務執行の状況、担当業務及び取締役、執行役の報酬等の額につきましては、法令の定めるところに従って適切に開示しております。また、当社において具体的な法令違反等が発生した場合には、その処分内容を適時適切に開示することとしております。

したがって、定款に提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

－株主提案－

第6号議案 原子力事業の見直しに関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。なお、この議案は平成24年6月、平成25年6月開催定時株主総会に提案した議案と同じ内容の議案であるが、取締役会が一方的に不採用にしたので、再度提案する。

『原子力事業において、放射性物質による汚染物の処理技術の研究、開発、実施と、原子炉の廃棄処理技術の研究、開発、実施とに注力すること。これら以外の原子力事業からは平成32年7月までに撤退すること。撤退状況を官報に開示すること。』

(提案理由)

- ・原子力発電所の誤った安全神話を作った責任は東芝にもある。責任を取る意味で原子炉の製造から撤退する。
- ・日本国内において、原子力発電所の新設はできない。国内で建設できないような原子力発電所を海外に建設すべきでないから。
- ・原子炉を製造した者の責任として、放射性物質による汚染物の処理技術、原子炉の廃棄処理技術を確立し、実施する必要があるから。
- ・放射性物質による汚染物の処理技術分野、原子炉の廃棄処理技術分野は大きな市場であるから。
- ・原子力発電所が新設できず、さらに、既存原子力発電所の再稼働が認められない場合、新エネルギー分野は大きな市場となる。原子力事業を見直して、新エネルギー分野に注力すべきであるから。

○第6号議案に対する取締役会の反対意見

取締役会としては、第6号議案の株主提案について反対いたします。

本提案は、個別の業務執行に係る事項であり、定款の記載事項として適切ではありません。

なお、具体的にどのような事業分野に注力するかにつきましては、当社の経営戦略及び財務状態、国の政策等の諸般の要素を踏まえ、適時適切に判断する所存です。

－株主提案－

第7号議案 省庁等の公的機関から入社した人についての情報の開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。なお、この議案は平成24年6月、平成25年6月開催定時株主総会に提案した議案と同じ内容の議案であるが、取締役会が一方的に不採用にしたので、再度提案する。

『省庁等の公的機関から入社した人の人数、役職名を公的機関別に、年度別に、株主通信に詳細に開示する。また、公的機関からの受注額を公的機関別に、年度別に株主通信に詳細に開示する。』

(提案理由)

官庁からの天下り受け入れ数、就任した役職者人数と官庁からの受注額について社会的に関心もたれている。また、東芝が官製談合（下水道局関係の談合、郵便番号読み取り機関係の談合）を行っている

たことが報道されている。談合などの不正取引防止の観点からも官庁からの天下りに関する情報を株主に公開すべきである。

一方、公職出身者に関する情報を開示することは、取締役会等による公職出身者の採用行為に関係がなく、採用行為に制限を加えるものではない。取締役会がこの情報開示に反対するのは、天下り受け入れ数と官庁からの仕事受注額との間に相関関係があることが判明することを恐れるから、また、官製談合の余地を残しておきたいからと受け取られても仕方がない。

○第7号議案に対する取締役会の反対意見

取締役会としては、第7号議案の株主提案について反対いたします。

外部から採用いたします人材については、人物本位で実績、識見に基づき適切に採用しており、かつ、公職出身者は営業部門以外の部署に配置しております。したがって、定款に規定を設けるべき事項ではないと考えます。

－株主提案－

第8号議案 非正規雇用者の雇用条件に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。なお、この議案は平成24年6月、平成25年6月開催定時株主総会に提案した議案と同じ内容の議案であるが、取締役会が一方向的に不採用にしたので、再度提案する。

『非正規雇用者の賃金を時給2100円以上とする。』

(提案理由)

東芝は、非正規雇用者を雇用の調節弁役として扱っている。また、非正規雇用者の賃金は、同じ仕事内容の正規雇用者の賃金よりかなり低い。非正規雇用者の退職金は零か、支給されてもわずかである。非正規雇用者に対する福利厚生費も、正規雇用者のそれに比べて非常に少ない。このように会社は非正規雇用者を雇うことで、少ない経費で多くの、有用な労働力を得ることができ、雇用調整も簡単にできる。しかし、非正規雇用者にとっては不利で過酷な雇用形態である。このような雇用形態は社会問題になっている。東芝が人に優しい経営を行うことを目標とするならば、少なくとも非正規雇用者の賃金を増やすべきである。現在支給していない福利厚生費、退職金に相当する金額分を賃金に上乘せすべきである。一案として、非正規雇用者の賃金を時給2100円以上とすることを提案する。

○第8号議案に対する取締役会の反対意見

取締役会としては、第8号議案の株主提案について反対いたします。

非正規雇用者の賃金については、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を遵守し、同法の定めるところに従い、正規の労働者との均衡を考慮しつつ適法に決定しております。したがって、定款に規定を設けるべき事項ではないと考えます。

以 上

インターネットによる議決権行使に当たってのお願い

インターネットによる議決権行使は、パソコン又は携帯電話から、当社の指定する**議決権行使ウェブサイト**にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

議決権
行使期限

2015年6月24日(水)
午後5時15分まで

議決権行使
ウェブサイト

ウェブ行使
<http://www.web54.net>



QRコード読み取り機能を搭載した携帯電話をご利用の場合は、左記QRコードを利用してアクセスすることも可能です。

パスワードのお取扱いについて

- 1 今回ご案内するパスワードは、本総会に関するのみ有効です。次の総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。パスワードのお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。
- 2 パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。
- 3 誤ったパスワードを一定回数以上入力されますと、メイン画面にアクセスできなくなります。
- 4 パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続願います。

❗ ご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- 会社等からインターネットに接続する場合、ファイアウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

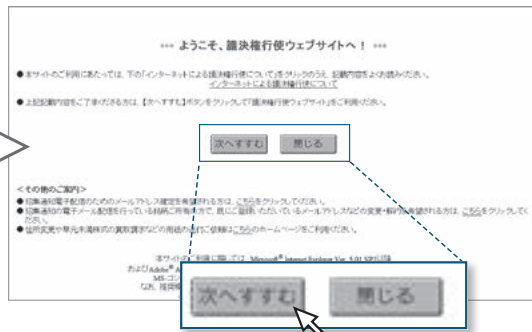


アクセス手順について

以下はパソコンの画面を表示しております。

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセス

「次へすすむ」をクリック



⚙ システムに係る条件について

パソコンを用いる場合

(1) ハードウェアの条件

- 1 インターネットにアクセスできる状態であること
- 2 画面の解像度が横800 ドット×縦600 ドット (SVGA) 以上のモニターを使用できる状態であること

(2) ソフトウェアの条件

- 1 マイクロソフト社インターネット・エクスプローラー (Microsoft® Internet Explorer) Ver.5.01 Service Pack 2以降のバージョンをインストール (導入) 済みであること
- 2 株主総会招集ご通知、株主総会参考書類をインターネット上でご覧になる場合は、アドビシステムズ社アドビアクロバットリーダー (Adobe® Acrobat® Reader®) Ver.4.0以降のバージョン又はアドビリーダー (Adobe® Reader®) Ver.6.0以降のバージョンをインストール済みであること

※ Microsoft®及びInternet Explorerは、マイクロソフト社の米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は、アドビシステムズ社の米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

2. ログインする

お手元の議決権行使書に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

ログイン

3. パスワードの入力

お手元の議決権行使書に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

次へ

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- (3) 議決権行使ウェブサイトはポップアップ機能を使用しております。ポップアップブロック機能等ポップアップ機能を自動的に遮断する機能を利用されている場合は、当該機能を解除又は一時解除の上、議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

携帯電話を用いる場合

次のサービスが受信可能で、暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種であること。なお、ご利用に際しては、以下のサービス画面にメニュー等の登録はいたしておりませんので、URL (<http://www.web54.net>) を直接入力いただくか、議決権行使書用紙に表示されているQRコードをご利用いただくことによりアクセス願います。

iモード

EZweb

Yahoo!ケータイ

※ iモードは(株)NTTドコモ、EZwebはKDDI(株)、Yahoo!は米国ヤフー社、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル(株)、QRコードは(株)デンソーウェアの登録商標、商標又はサービス名です。

インターネットによる議決権行使に関するパソコンまたは携帯電話等の操作方法又は対応機種がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行(株)
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎0120-652-031

受付時間 午前9時～午後9時

その他のご照会につきましては、下記にお問い合わせください。

■ 証券会社等に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社等にお問い合わせください。

■ 証券会社等に口座のない株主様

(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行(株) 証券代行部

☎0120-78-6502 (午前9時～午後5時、休日を除く。)

メモ欄

A series of horizontal dotted lines providing space for notes.

メモ欄

A series of horizontal dotted lines providing space for notes.

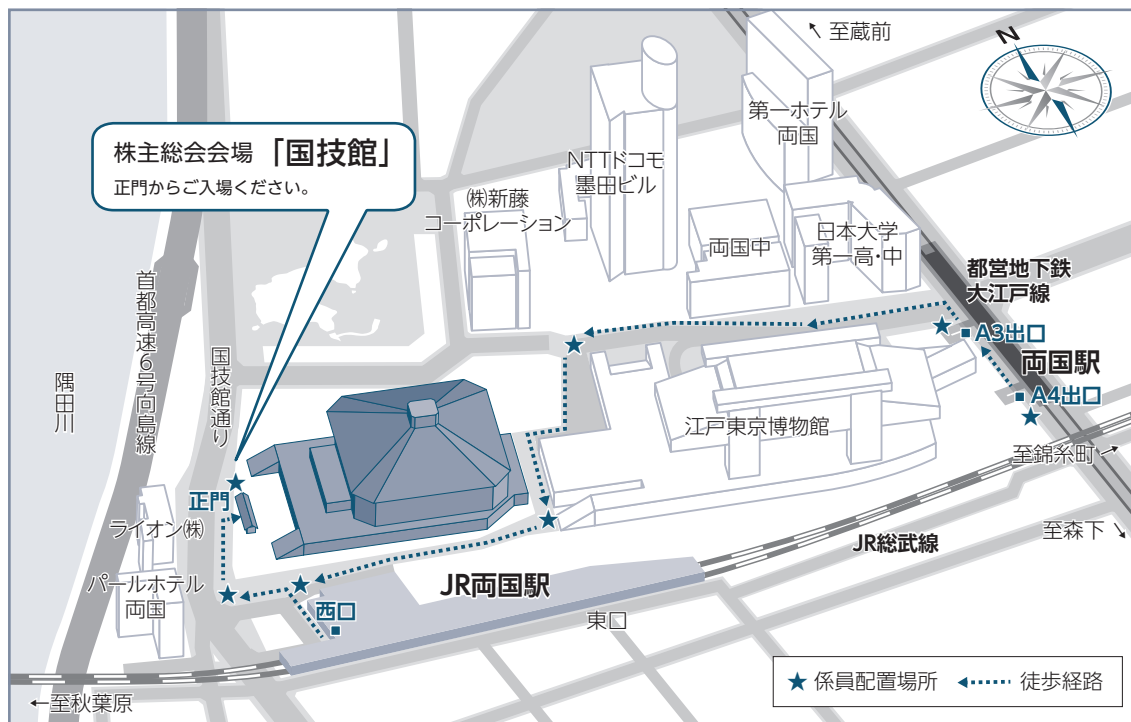
株主総会 会場ご案内図

開催日時 2015年6月25日(木) 午前10時(受付開始:午前8時30分)

開催場所 国技館 東京都墨田区横網一丁目3番28号

交通機関のご案内

- JR総武線 **「両国駅」** 西口から徒歩約2分
- 都営地下鉄大江戸線 **「両国駅」** A3・A4出口から徒歩約8分



お願い 国技館にはご利用いただける駐車場はございませんので、電車等公共の交通機関でご来場くださいますようお願い申し上げます。

従来ご出席の株主様にお配りしていたお土産、焼き鳥弁当を本年からご用意いたしておりませんので、何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。